

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成21年2月23日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)
(委員)
青木公夫委員, 井上繁規委員, 関根幸恵委員, 中村孝委員, 樋口隆明委員,
丸山和貴委員, 宮崎重子委員, 宮下智満委員, 武藤洋一委員, 横島庄治委員,
横山伸委員(以上11人)
(説明者)
前橋家庭裁判所 中川直子家庭裁判所調査官
(事務担当者)
鈴木紅事務局長, 魚住英昭首席家庭裁判所調査官, 猪浦隆之首席書記官, 杉
本晴男次席家庭裁判所調査官, 若林大三事務局次長, 丸山和子総務課長, 齋
藤辰男総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 委員の交代について
森山脩一委員が退任し, 関根幸恵委員が任命された旨の報告があった。
 - (2) 意見交換等
テーマ「子の監護をめぐる諸問題2(面接交渉と子の福祉)」
 - ア 前回の委員会のまとめ及び今回のテーマの趣旨説明
前回のテーマである「子の監護をめぐる諸問題1(離婚と親権)」の議論
のまとめ及び今回のテーマの趣旨説明について, 魚住英昭首席家裁調査官か
ら説明がなされた。
 - イ DVDの上映等
DVD「子供のいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと(接
面接交渉編)」を上映した。
 - DVDでは, 別れた夫婦が離婚後も仲良くやっっていくという理想的な姿が
描かれていますが, 面接交渉はかなり高度な問題で, なかなか難しいことも

あるのではないのでしょうか。

- DVDのような理想型の夫婦であれば、そもそも離婚しないのではないかと思います。離婚した時の感情がなかなか消えず、親同士がけんかになったり、子供を自分の味方にしようとしたり、子供にことづけを頼んだりすることはあると思います。
- 争いの渦中にある子供は、監護親に気兼ねして、一緒に暮らしていない親に会いたいという自分の気持ちをストレートにうまく言えるような子供は少ないと思います。

ウ 家裁調査官による説明等

「面接交渉を巡る家裁の実務」について、中川家裁調査官が説明した。

- 実際の場合では離婚の際に面接交渉が問題になるケースより、離婚後に面接交渉が問題になる場合が多いと思います。離婚の時は、離婚できるのであれば、子供には会わせようという気持ちだと思いますが、実際に面接交渉をする段階になって、うまくいかないことが多いようです。
- ▲ 子どもの意向は、子供が15歳以上であれば意思能力があるので、必ず聞きますが、実務では10歳以上であれば意向を聞くことが多いです。調査官が面接をして、一緒に遊んだり言葉掛けをしながら、その子供にどのあたりまで聞いて大丈夫か、きちんと答えることができるかなどを見届けながらケースバイケースで意向を確認しています。

意向聴取は、家庭訪問をして行う場合と、裁判所に来てもらって行う場合とがあり、それぞれメリットとデメリットがあります。裁判所に来てもらう場合は子供は非常に緊張するので、15歳以上などある程度年齢が大きい子であれば可能です。この場合には、密室で話を聞くので、子供から深く話を聴くことができます。低年齢の場合には、家庭訪問をして、子供の生活の場の中で、監護親を排除して、一緒に遊んだり、学校の話の話を聞いたりして、子供の気持ちを解きほぐした後、子供の意向を聞きます。この場合にはきちんとした面接構造にならないものの、子供がリラックスして応答ができます。

- ▲ 面接交渉の事件は、平成19年度のデータによりますと、既済件数は81件で、総受理件数に占める割合は、3.5パーセント程度ですが、面接交渉は困難な事件が多く、1件1件がかなり重たい事件です。

- 裁判官でなくてもできることは、調停委員のような民間の力を整備して、民間に任せ、裁判官の負担を軽減すべきではないでしょうか。
- 裁判所には民間から任命された調停委員がいます。裁判官と調停委員が話し合っ解決の方向性を決め、調停委員が当事者の説得に当たっており、現状でもかなり民間の力を借りている状態です。

エ 児童室見学

児童室等を案内し、魚住首席家裁調査官が使用方法等について説明した。

オ 質疑及び意見交換

- 私は今までに、DV関係の相談にかかわったり、要保護者の安全対策のために離婚調停に同行した経験があります。現実には離婚の話し合い以前の問題で、身柄の安全が第一です。裁判所にも、DV被害者についての配慮をこれからもお願いしたいと思います。
- 面接交渉に関しては、DV関連の調停が必ずしも多くはありませんが、DV関連の場合には、調停室を別にして調停をしています。両親は、離婚でトラブルになり、相手に対するいろいろな思いがあるので、純粹に親として会いたいだけでなく、いろいろな感情が絡まっていますから、面接交渉は複雑な調停になります。調停委員は、お互いにとって何が一番いい状況なのかを常に考えながら、絵本やパンフレットなどを控え室で読んでもらうなどの工夫もし、当面否定したりせずに話を聞きます。聞いていく過程で当事者が変わってきて、何回か調停を重ねれば落ち着いてくることはあります。
- このような問題を新聞で取り上げるとすれば、面接交渉は個人的なことに関わりますし、これをオブラートに包んだような書き方をすると、分からないものになってしまいますから、きちんと踏み込んだ形で書かなくてはならないので、かなり難しいと思います。ただ、キャンペーンや企画連載で取材できれば掲載可能だと思います。
- ▲ 審判や調停で出た結論を当事者が守らない時の制度としては、履行勧告制度があり、調査官が電話で勧告したり、場合によっては当事者に出頭を促し、面接して調整をします。再度調停を申し立てるように助言することもあります。履行勧告でうまくいかない場合は、間接強制という手段もありますが、その後の面接交渉がうまくいかなくなることもあるので、実際にはあまり利用

されていないのが実情です。

- 裁判官が間接強制ができるという審判を出す場合もあると思いますが、審判に至らずに、面接交渉は無理だということを父親側が理解し、取り下げることも多くあります。
- こじれた両親を見ている子供が傷つき、その子が親になった時に日本の社会はどうなっていくのか心配になります。そういう意味で、マスコミとしても良い取り上げ方ができればと思います。
- 今、子供たちの中で携帯電話を使ったネットいじめが流行っていますが、いじめた側の子供やその親たちに全く罪の意識がないのが現状です。家裁で子供たちに対して罪の意識についての教育を行っていただけないでしょうか。
- 最近では、法教育の一環で、裁判所から学校へ行ったり、学校からも裁判所へ来ていただくなどしていますが、できるだけ早い段階から法教育を行っていかうという機運はかなり高まっていると思います。

以 上

(注) ○ 裁判所関係以外の委員の発言

● 裁判所関係委員の発言

▲ 裁判所側の説明